

平成22年度動物愛護寄附金配分事業リスト

平成22年(2010年) 7月

郵便事業株式会社 経営企画部

環境・社会貢献室

平成22年度動物愛護寄附金配分事業リスト

目次

I	はじめに	1
II	審査委員長講評	2
III	平成22年度動物愛護寄附金申請及び配分状況	8
IV	審査委員会	12
V	配分事業の流れ	12
VI	配分決定団体リスト（事業対象別・都道府県別・申請受付番号順）	13

1 はじめに

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。この「動物愛護週間」は、昭和24年（1949年）に制定され、昨年（2009年）で制定から60周年を迎えました。動物愛護週間の期間中は、例年、国、地方自治体、関係団体が協力し、動物の愛護と管理に関する普及啓発のため、さまざまな行事が開催されます。

郵便事業株式会社では、動物愛護週間制定60周年を迎える記念として特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」を平成21年9月18日に発行し、平成22年3月17日まで販売いたしました。販売価格55円のうち5円を寄附金とし、皆さまより寄せられました寄附金額は合計4,167万円にものぼりました。この寄附金は、社会福祉の増進、風水害、震災等非常災害による被災者の救助又は災害の予防、青少年の健全育成、地球環境の保全を目的とする、動物とのかかわりを持つ事業を行う団体に対し、総務大臣の認可を得て配分を行いました。

動物愛護寄附金は公募申請を行い、65団体からの申請を受け付けました。配分事業決定のための審査を社外有識者による「動物愛護寄附金審査委員会」が行い、24の団体への配分を決定しました。

今回の審査経過及び結果についてはこの冊子にまとめています。配分された寄附金は特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」をご購入いただき、社会への貢献を果たす意思表示をされました皆さまから寄せられました貴重な浄財です。配分により事業を行う法人の皆さまには、是非とも素晴らしい成果をあげて、社会の発展に尽くしていただきますようお願い申し上げます。

Ⅱ 審査委員長講評

動物愛護寄附金審査委員会
委員長 太田 達男

1. はじめに

動物愛護寄附金助成は、平成21年9月18日～平成22年3月17日の間販売された特殊切手「動物愛護週間60周年記念」に付加した5円の寄附金により、動物愛護に関わる団体の活動支援を行なうものです。本助成事業は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第24号）に基づき本事業年度に限り行われます。公募は平成22年3月1日～4月30日の2か月間にわたって行いましたが、動物愛護分野に特化するという大変珍しい助成事業であることから、関係方面より多くの反応があり、結果的に65件の申請をいただき、慎重かつ公正な審査の結果、24団体に対し総額 4,167万円の配分を決定しました。

2. 審査委員会の設置

本事業は、一般市民の方々の切手購入による寄附金を原資とする助成事業であるため、市民の目線に立って、そのご意思に最も沿う事業に助成させていただくことが必要と考えました。そのため、動物愛護寄附金審査委員会を特別に設置し、事前の勉強会と審査会を経て選考いたしました。委員には社外有識者からなる年賀寄附金助成審査委員会14名の委員のうち5名の方をお願いしました。

なお、動物愛護審査には高い専門性も必要としますので、環境省にアドバイザーとしてご支援いただきました。

3. 動物愛護の社会的背景と審査基本方針

動物愛護に焦点を当てた初めての助成事業であり、その審査は興味深い経験でした。動物愛護という言葉の裏には大きな社会的課題が潜んでいることも今回の申請から読み取ることができました。

業界関係団体の統計によると、平成20年度時点での飼育動物は犬が全世帯の約18%、猫が約11%に達し、その他ウサギ・モルモット・小鳥・カメ・熱帯魚等があり、犬・猫の飼育頭数は合計が約2,700万頭です。

また、環境省の資料によれば、平成16年度から19年度における自治体収容施設での犬・猫の引き取り数は42万頭から34万頭へ減少、別の飼主への譲渡数は2.9万頭から3.6万頭へ増加、殺処分率は94%から89%とわずかですが減少し、それぞれ改善が見られます。所有者明示（固体識別）は平成21年度で犬54%、猫32%となってい

ます。また、「動物ID普及推進会議（AIPPO）」へのマイクロチップ登録数は平成18年度の6万件から平成20年度の22万件へと増加していますが、マイクロチップの装着率としては1%程度です。

このような「空前のペットブーム」の一方で無責任・無自覚なペット飼育がもたらす弊害や紛争が社会問題化しており、動物愛護団体からの申請案件にもそのことが色濃く現れています。

例えば急増する放棄ペットに対する地域社会の取組み、高齢社会の急速な進展に伴って増える独居老人のペット飼育が困難となる問題への対処等があげられます。他方で、高齢化・核家族化の諸問題や教育の不全・社会の荒廃を動物とのふれあい等の癒しにより解決しようとの試みもあります。

こうした傾向は、一面ではペットビジネスによって加速され、「ペット」問題の拡大再生産も促しているようです。

これらは、動物愛護の場が動物との触れ合い、命の大切さについて動物を通して知る個人的関わりの場から、動物への虐待、増えすぎる動物との付き合い方、人間の暮らしとの接点等社会的関わりの場へと広がっていることに対する新しい取り組みが必要とされていることを示すものでしょう。

申請案件には、マイクロチップの装着、不妊去勢手術、捨て犬・捨て猫の保護・譲渡に関する事業が多く見受けられました。それは、本来、個人の趣味・嗜好にすぎなかったペット飼育が、今や個人の範囲を超えて、社会的管理が必要な問題となってきていることを示しています。一方、それに対する教育・社会的認識が少なく、その有効な手立ては法制化や条例による規制だけでは不十分であることも今回の申請案件が物語っています。

一つの方法は動物に関わる公益法人やNPO法人など民間非営利団体が、古典的な「動物愛護」意識から脱却し、動物と人や社会との関わりについて責任ある市民社会を作るという視点で、「社会的な動物愛護活動」と「ペットの社会化」に取り組むことが必要であると考えられます。今回の寄附金は、そうしたパラダイムシフトに繋がる事業を後押しするために活用すべきであるとの思いを強くしました。

審査委員会では、「新しい公共」の担い手たる民間団体が行うべき「動物愛護」の本質とその社会的意味を改めて議論し、それを見据えた上で、申請案件を処理、審査すべきであると考え、事前に動物愛護専門家を交えた勉強会を設ける他、審査委員会冒頭でも「動物愛護」に関する社会的課題を共有化するための議論を行いました。

その結果、申請案件についての先駆性、社会性、実現性、緊急性の判断は、わが国における市民社会創造に寄与する「動物愛護」をどのように評価し、社会活動としてどのように位置づけるかという観点から審査することとしました。

動物愛護寄附金助成事業の趣旨については、動物と人間の接点を、動物の側よりは、むしろ人間の側（障がい者、高齢者等）の福祉に重点をおいた申請もありました。それらは今回の動物愛護寄附金助成事業としては、必ずしも適当ではないと考えられるため、次回の年賀寄附金配分事業の福祉分野として改めて申請を呼びかけるべきであると考えています。

4. 申請分野による分類

申請内容を以下のように大きく5分野に分類してみました。

1) 適正飼育・動物管理（17件）

内訳：

- ①適正飼育啓発(5件)
- ②施術・地域猫（7件）
- ③固体識別・マイクロチップ・迷子札（5件）

ペット飼育者が単に可愛いからとか、自分が寂しいから等のその時の一時的感情でペット飼育を決定してしまい、ペットの命とその一生を預かる自覚の無いままに飼育を始め、途中でペット飼育を放棄してしまうことや、ペット飼育に関わる事前教育の不十分さ等の問題点が指摘されています。

そして、それが規模的に社会問題化する状況に至っている現状があり、今や社会課題解決の姿勢でこの問題に対処する必要性が出てきています。ペット等適性飼育の教育啓発を子どもや地域社会に定着するための日常的な啓発活動を必要とする段階にきています。

放たれた犬や猫が地域で繁殖し、新しい多くの命が人間の手を離れて生まれ、それが地域社会に対し新しい大きな問題を発生させています。そのために捕獲し、結局は多くの動物の命を奪わざるを得ない状況が発生しています。野良猫についてはTNR（捕獲Trapし、不妊去勢Neuterし、元のところに戻すReturn）活動が行なわれるようになってきています。TNRを行うことによって、地域猫として寿命を全うさせ、結果として野良猫の数を減少させる地域猫活動も行なわれています。迷子になったペットの返還のためにも、TNRの行なわれた個体であることを示す個体識別の必要性も出てきています。

2) 子ども・高齢者・障害者と動物（13件）

内訳：

- ①子どもへ命の授業（6件）
- ②学校飼育（1件）
- ③動物セラピー・ホースセラピー（6件）

動物を通じての体験が子ども達に強く命を感じさせ、命を軽んじる社会風潮に対して子どもに命を感じさせる体験授業を行なうこと、学校における動物飼育で命を感じる機会を増やすこと、そのための啓発教育を行なうこと、障がい者や高齢者へ動物による癒しをセラピーとして提供すること、特に優しい馬との付き合いの中から得られる癒しの機会を広く提供することなどの申請がありました。

3) 動物保護 (14件)

内訳：

- ①動物保護施設・シェルター (7件)
- ②災害時動物保護 (5件)
- ③高齢者の飼育ペットの保護 (2件)

動物に対する保護の提供が必要とされています。野良猫・野良犬として行政機関に保護された場合は保護の期間が短期であることが多く、そのためにいわゆる里親探しを短期間で行う必要があります。結局、多くの動物の命が失われざるを得ないということが起きています。そのために、団体において保護施設・シェルター機能を提供し、長期間にわたり保護することにより、里親の見つかるチャンスを増やす事業が行われており、保護施設や機材充実の支援が求められています。

また、災害時に人間と同じように動物も避難や保護が必要となっており、そのための対策が必要となっています。高齢者が長年慈しんで飼育してきた動物について、飼い主である高齢者のさらなる高齢化で飼い主の通院や施設への転居により、飼育困難な状況が多く発生するようになりました。そのための一時的ケアや恒久的引取り等の対策が必要となっています。また、ペット自身の高齢化の問題があり、発病・老化等で飼いきれない状況が発生することも多くなってきました。

4) 補助犬等育成 (14件)

内訳：

- ①補助犬・介護犬・聴導犬・盲導犬・災害救助犬・セラピー犬育成等 (11件)
- ②人犬感染症・動物輸血・補助犬入店支援 (3件)

盲導犬を初めとして人間を助けてくれる動物についての育成や、社会的認知への啓発が必要となっています。これらの補助犬の必要性は高いものの、訓練・育成体制の整備は欧米に比べ遅れており、その費用も高額です。

ペットの数が大きく増加するに伴い、人間社会との関わりの中で色々と社会的課題も発生してきます。人とペットの接触により感染する感染症への理解と対策、補助犬を連れてのレストラン等への入店に対する店側と店の顧客の理解、動物の治療のための動物輸血の問題等、解決の必要な問題が多く発生しています。

5) 野生動物保護（7件）

環境破壊による野生動物の保護の問題や、野生化したペット動物の攻撃から野生動物を保護することや、外来生物の野生繁殖による在来生物の希少化や絶滅からの保護等の問題も大きくなってきています。また、増えすぎた在来野生動物による人間領域への侵犯による被害等に対し、いかに対処するかも大きな問題となってきています。

5. 審査における個別考慮事項

1) 支援の輪の広がりを期待

動物愛護が個人のペット飼育の趣味を超え、個人的課題と責任との範囲を超え、社会問題として捉える必要のある段階に入っていることが、今回の申請案件からうかがえます。このような課題への対処が、地域に根ざす多数の団体や個人の献身的努力によって行なわれていることが理解できました。欧米諸国との比較においても、動物愛護への社会的認知が遅れ、社会意識の低いことが指摘されています。心ある市民団体や個人が改善努力するとしても、限界があるでしょう。その意味でも、今回の動物愛護寄附金助成事業で、これらの活動への支援を行なうとともに、広く社会に活動を紹介し、社会的認知を増し、人と動物の交流の豊かな社会を招来することができれば「動物愛護週間制定60周年記念」にふさわしい事業となると思われます。この分野に対する社会的な支援も重要と考えられ、今回の動物愛護寄附金助成事業がモデル事業となって、支援の輪が広がることも望ましいと考えます。

2) 自ら実施する事業を評価

年賀寄附金配分事業は採択団体の皆様には、その事業を自ら実施いただくことを趣旨としており、その流れに沿う動物愛護寄附金助成事業においても、同じ考え方を踏襲しています。

動物愛護の世界では犬猫の不妊去勢の施術を希望する個人に補助金を渡して施術を推進するケースが多いのですが、このような形は寄附金を使った再助成事業となると考えられます。今回の動物愛護寄附金助成事業では再助成事業は対象としていません。従って、施術を団体が直轄で行う場合の施術費用・薬剤費用の助成は対象となりますが、再助成形式の事業で直轄事業化できないものは採択の対象とはいたしません。

3) 印象的な事業例

- ・アニマルセラピー、レスキュー犬の養成などについては、動物愛護に加え、人間との関わりの中で福祉事業としても高く評価できるものであり、年賀寄附金配分事業への適応性も高いと思われました。

- ・ICチップの埋め込みや飼い主に対する啓発活動、地域猫運動など、迷い犬、迷い猫

などを出す原因を断とうとする対策は、社会的な必要性が高いと思われました。

また、地域において全面的展開を図るものは地域インフラの構築となり、実施効果が高いと考えました。ただ、予算額が高額にのぼる場合は事業内容を絞り、モデル事業効果を出すことを考えました。

- ・犬猫の里親制度や動物シェルターの建設など、持続的な対応策のインフラを創ろうとするものについては、助成効果が高いと考えました。

- ・動物との触れ合いによる命の大切さを実感する授業、野生動物保護、森林保全など他の活動との関わりの中で動物愛護を考えるとといったクロスオーバーの取組みについては、先駆性という視点から大切であると考えました。

- ・震災時のペット保護、高齢者飼育ペットの保護など、動物愛護の基本的な仕組みづくりも、大切な視点であると考えました。

- ・動物に働きかけることで、他の動物を保護する事業、例えば、希少生物・野生生物の保護を野良猫、野良犬などへの対策を通して行なうことや、飼育できなくなったペットを川や山に遺棄するのではなく保護施設で預かる等の対策を行なうこと、アライグマ等野生化した外来動物の管理等により動物間の関係を正常化すること等も大切な視点であると考えました。

- ・野生動物の棲息環境などに働きかけることで、人と動物との棲み分け、共生を目指すもの、例えば増えすぎた鹿・熊・猿等の野生動物をその棲息域の餌の環境を管理したり、緩衝帯を設置したり、地域の飼育犬を訓練して野生動物を野生地帯へ戻したりする対策を施すこと等も必要な事業であると考えました。

4) 寄附金額の削減査定

寄附金額につきましては、できるだけ多くの活動への助成を行いたいとの考え方から、申請案件によっては金額査定を行なっています。寄附金額査定となった申請については、事業内容の見直しによる効率化や対象事業の絞込み、規模のさらなる適正化等の努力を是非していただくようお願いします。

6. 動物愛護寄附金配分事業への今後の期待

動物愛護分野への民間助成はほとんど存在せず、今回の動物愛護寄附金助成事業は関連団体にとって貴重な助成であったと評価されています。愛らしいペットをデザインした切手が好評であったこともあり、毎年の助成事業を期待するご意見も多数ありました。

動物愛護に焦点を当てていますが、申請内容は動物と人間のかかわりに関する事業が対象となっています。これを人間側から見ると、今回の応募にあった内容は、社会福祉・青少年健全育成・非常災害対応・地球環境問題への対応ということになり、これは通常の年賀寄附金配分事業の範囲内の課題であり、申請いただけるものです。年賀寄附金配分事業の来年度事業の申請受付は本年秋に行われる予定ですので、是非そちらへも申請

いただきたいと思います。

採択されました事業は、動物愛護分野では社会への展開が期待されるモデル事業と考えられるものも多く、是非立派な成果を出していただき、広く社会へ知られる事業としていただくことを期待しています。

Ⅲ 平成22年度動物愛護寄附金申請及び配分状況

1. 申請状況

平成22年度動物愛護寄附金配分申請は、平成22年3月1日～同年4月30日の2か月間にわたり、受付を行いました。申請状況は下のとおりです。(2)以下については、審査対象となった申請件数64件の内訳です。

(1) 申請件数：

	件数
申請	65
不適合	1
審査対象	64

※ 不適合事由：申請団体が申請可能非営利団体ではない株式会社であったため。

(2) プログラム種別申請件数

	件数
活動	46
施設整備	4
機器購入	11
車両購入	3

(3) 申請団体種別申請件数

	件数
NPO 法人	47
社会福祉法人	4
特例社団法人	5
特例財団法人	4
公益社団法人	3
公益財団法人	1

(4) 事業分野別申請件数

	件数
社会福祉	40
非常災害	8
青少年育成	9
地球環境	7

(5) 助成申請金額による申請件数

万円	件数
0～99	11
100～199	19
200～299	9
300～399	8
400～500	17

(6) 都道府県別申請件数

	件数		件数
北海道	1	京都府	2
岩手県	1	奈良県	1
山形県	1	和歌山県	2
福島県	1	大阪府	7
茨城県	1	兵庫県	5
群馬県	1	岡山県	1
千葉県	2	広島県	1
神奈川県	5	山口県	1
山梨県	1	愛媛県	1
東京都	12	高知県	1
長野県	3	福岡県	3
新潟県	1	宮崎県	1
富山県	1	沖縄県	2
福井県	1		
静岡県	2		
岐阜県	1		
滋賀県	1		

2. 経緯

平成21年（2009年）で動物愛護週間制定60周年を迎えることを記念して、特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」を発行することとなり、平成21年9月18日～平成22年3月17日の間、販売いたしました。

この切手のデザインは、平成21年2月2日～同年3月5日に当社が実施した「動物愛護週間制定60周年記念・切手作画用写真の公募」の受賞作品である犬・猫の写真を基に作画をしております。

また、この切手には寄附金を付加しており、平成22年3月1日～同年4月30日まで配分申請の公募を受け付けました。

3. 申請に関する周知

動物愛護に関わる初めての助成事業であり、その周知には格別の配慮を行いました。動物愛護に関わる団体、特に関係者の協会等周知の要となる団体を調査し、網羅的に周知しました。

動物愛護に関わる団体等：

動物愛護関係社団・財団、動物愛護市民団体、動物園水族館、愛玩動物関係団体、介助犬・介護犬・補助犬・救助犬・聴導犬・盲導犬関係団体、獣医師会、動物保護施設、鳥類保護団体、学校飼育関係団体、野生生物保護団体、自然保護団体、環境団体、環境教育団体

申請希望の予想される団体へも個別に周知を行い、また、関係非営利団体への連絡の要となる関係省庁・自治体・団体へ助成情報の周知をお願いしました。

支援組織等：

都道府県政令市中核市市民活動支援センター等、NPO 中間支援団体等、都道府県等社会福祉協議会等

結果として、WEBサイトに助成情報として掲載されたり、メールマガジンとして配信された件数は100件を超え、関係機関へ広く周知することができました。その結果、全国から65件の申請を受け取ることができました。

動物愛護という分野への初めての助成事業ですので、申請希望団体からの問合せ・相談が多いと考え、助成申請相談の受付と回答を行いました。これに対し約50件の相談が寄せられました。また、多く寄せられる質問に対し、WEBサイトに申請書記入の際の注意の掲載等を行い、誤記載等の軽減に努めました。

4月9日には申請予定団体対象の申請書作成説明会を開催し、19団体からの参加申し込みにより、個別の相談等にも対応いたしました。この説明会に参加した団体からも多くの申請がありました。

4. 申請書による申請団体の希望事項

申請書には申請団体からの動物愛護助成に関する希望事項が記載されていました。それについて以下にまとめています。

- (1) 動物愛護に関する寄附金付き切手発行と助成を今回の1回限りでなく毎年やってほしい(8件)
- (2) 動物愛護を対象とした助成は少ない、このような助成は団体の励みになる、団体は費用が不足しているのでこの助成は有難い(6件)
- (3) 動物愛護への助成があるとは知らなかった、周知をもっと広く、徹底してやってほしい(4件)
- (4) 年賀助成には動物愛護が無いので年賀助成でも動物愛護をやってほしい(2件)
- (5) 申請書書式をより簡単に書きやすく改善してほしい、団体役員日当も助成対象としてほしい、動物愛護にも郵便協働の機会がある(3件)
- (6) 動物愛護の切手は可愛い動物の切手だった、もっと頻繁に出してほしい(2件)

5. 今回の助成情報の入手先

今回の動物愛護助成情報をどのように入手したかを申請書から調査しました。

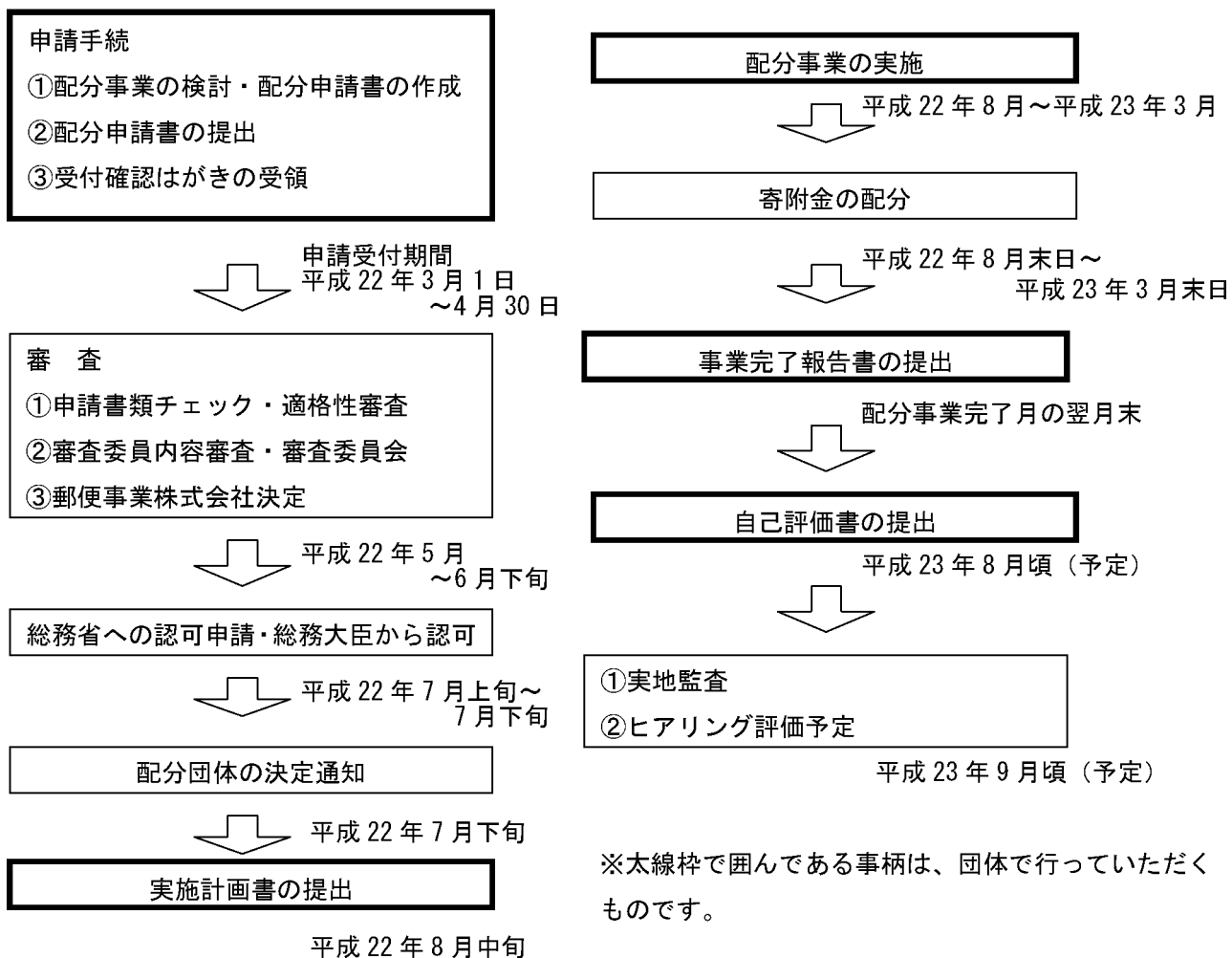
申請団体の情報入手方法	件数
年賀寄附金事務局からの連絡	15
WEB掲載・検索	13
省庁等からの連絡	9
自治体等からの連絡	12
関係団体からの連絡	11
最寄りの郵便局からの連絡	1
知人等からの連絡	1

IV 動物愛護寄附金審査委員会

動物愛護寄附金審査委員会（年賀寄附金審査委員会内）

委員長	太田 達男	公益財団法人公益法人協会理事長
委員	尾崎 雄	医療・福祉ジャーナリスト
	岸本 幸子	特定非営利活動法人パブリックリソースセンター 事務局長
	恵 小百合	江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授
	森 信之	財団法人ジョン万次郎ホワイトフィールド記念国際草の根交流センター理事・事務局長

V 配分事業の流れ



VI 配分決定事業別リスト

(配分対象別・都道府県・申請受付番号順)

※ 事業概要は申請団体の動物愛護寄附金配分申請書に記載された内容を事務局において冊子用にまとめたものです。

なお、団体名、事業概要等の公表につきましては、申請の際の条件としていたものです。

平成22年度動物愛護寄附金配分団体リスト

(1) 社会福祉の増進を目的とする事業

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00014	北海道	特定非営利活動法人 北海道ボランティアドッグの会	愛犬とともに福祉活動を行うための啓発事業	当法人の活動を多くの人に知ってもらい、会員を増員するための啓発事業。札幌で唯一建物内へ犬を受け入れてくれる施設、月寒アルファコート ドーム内において、当法人の活動状況を見てもらう。集客のためのイベントは次のとおり。 ○セラビー犬による触れ合いコーナー ○セラビー犬の模擬適正検査 ○警察犬による訓練模様 ○レスキュー犬の訓練模様 ○アジリティコーナー ○犬のファッションショー ○犬の健康・飼育相談 ○犬のためのアロマセラビー ○犬の爪きり等 ○ゲーム ○来場者へのおみやげ ○当法人の活動状況パネル展示	600,000
00002	兵庫県	特例社団法人 神戸市獣医師会	動物愛護管理のためのマイクロチップ普及事業	神戸市全域を網羅するように、全会員病院及び希望病院にマイクロチップリーダーを常備し、いずれの病院でも施術が可能にすることにより、マイクロチップの普及を図る。あわせて、市民に対しての啓発活動、獣医師に対しての安全な施術の技術講習や里親に譲渡される収容犬へのマイクロチップの施術、狂犬病予防注射時のマイクロチップについてのチラシ配布など複合的に施策を実施することでマイクロチップの普及を図る。	2,402,000
00011	千葉県	特定非営利活動法人 千葉まちづくりサポートセンター	所有者不明の犬を速やかに飼い主に返すための「注射済票&迷子札」ホルダーの装着普及・推進事業	犬の捕獲・収容数を減らすため、ホルダーセット（「注射済票&迷子札」ホルダー、迷子カード、ホルダー使用説明書兼啓発リーフレット）を購入する。購入したホルダーを動物行政を所管する自治体に送付し、9月から実施される動物愛護週間行事で飼主に無料配布することで、所有者明示の普及啓発を促進する。なお、動物愛護週間行事の他に、自治体による犬の返還時、譲渡会、しつけ方教室等でも配布し、現場で犬の首輪に装着することもあわせて促進する。	2,479,000
00031	神奈川県	特例財団法人 神奈川県動物愛護協会	行政による動物引取り数の減少への対応及び一般への普及啓発のための野良猫不妊去勢手術実施事業	野良猫に対する不妊去勢無料キャンペーンを神奈川県民を対象に行う。不妊去勢手術希望者の中から、先着順に当選者を決定し、当選者は無料で当法人勤務の獣医師により不妊去勢手術を受けることができる。	1,180,000
00045	神奈川県	特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	学校でのよりよい介助犬・聴導犬の福祉授業を行うための福祉授業担当教職員に対する啓発事業	平成22年度の介助犬・聴導犬に関する生徒向け福祉授業を、当法人に申し込んだ学校に対して希望を取り、福祉授業を担当する教職員等を対象に、事前学習として介助犬・聴導犬に関する啓発活動を実施し、生徒に対する事前学習の指導等に必要知識を体得してもらう。また、教職員に対する啓発活動の内容の満足度及び事前学習の指導に役立ったか等のアンケートを実施し、今後の啓発活動の充実を図る。	449,000
00055	山梨県	社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	身体障がい者の社会参加・自立支援のための補助犬とともに個人商店に入店することについての啓発事業	大型ショッピング店等は補助犬入店許可シールを見かけるが、個人店ではほとんど見かけない。個人の方々に理解をお願いするための入店シール・チラシ等を製作し、町内会長にお願いして1つの町・商店街が協賛してイベントを行う。雨が降っても剥がれないビニール製の入店許可シールを製作し、1件でも多くの店が理解を深めてくれるよう活動する。他のお客さまに迷惑をかけられたら困る（吠えたり、噛み付いたり）等の店側の持つ多くの不安を解消するため、補助犬がどのような訓練を受けているか、補助犬デモンストレーションを行い、実技・説明会を実施する。	1,000,000
00012	滋賀県	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	盲ろう者のための補助犬育成に関する調査研究事業	当法人が経営する障がい福祉サービス事業所「びわこみみの里」利用者の中で、聴導犬を利用したいと考えている2人の盲ろう者に対し、必要な訓練を行うとともに、問題や課題を明らかにして盲ろう者のための補助犬の普及を図りたい。具体的には、週1回30～60分のペースで人と犬とのマッチングを兼ねつつ、盲ろう者が犬をコントロールできるよう基礎訓練を行う。法人聴導犬訓練事業推進委員会を再開し、聴導犬についての啓発活動を行う。	1,580,000
00015	京都府	特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	介助犬啓発事業のための児童・青少年向け及び一般向けの小冊子制作・配布事業	介助犬の役割、そして介助犬をもったユーザーの生活、心の変化などが伝わる小冊子を作成。また、設立より訪問活動を重ねてきた間、子どもたちやユーザーを希望する人々に多くの疑問を直接投げかけられてきた。そういった人々の声を反映させた内容にする。作成した小冊子は、児童・青少年、障がい者の方に、介助犬の存在、役割を知ってもらい、理解を深めてもらえるよう京都府下の学校・施設・福祉関係の団体・NPO法人に配布する。アンケート用紙も同封し、介助犬の認知度・障がい者福祉学習の取り組み方等、施設単位での現状を把握する。小冊子配布後は、介助犬を実際に見てみたいという要望があれば、訪問し、実演・講演活動を行う。また、アンケート集計結果を報告し、各施設の介助犬や障がい者福祉に関する取り組みの現状を知ってもらう。	690,000
00022	京都府	特例財団法人 関西盲導犬協会	盲導犬の普及啓発を行うための学生（小学校・中学校・高校）向けの啓発事業	視覚障がい者と視覚障がい者と共に歩く盲導犬、そして、講演会に参加する生徒・学生達が「共に生きる」社会を作り上げることを大きなテーマとしており、そのテーマを心で理解してもらうために発達段階（年齢）に応じたプログラムを用意している。小学校低学年向けには「見えないってどんなこと？」をテーマに、アイマスクをつけて「見えない」状態を体験し、視覚障がい者を助ける「白い杖」や「盲導犬」を紹介し、病氣や怪我で目が見えない人がいるということ学ぶ。小学校高学年向けとして「盲導犬って何？」というテーマで、アイマスク体験や本物の盲導犬に触れることにより、視覚障がい者と共に歩む盲導犬の「お仕事」について学ぶ。中学校向けでは「私たちができること」をテーマに街で視覚障がい者に出会った時にどうすればいいかを学ぶ。高校向けでは「共に生きる、共に歩む」をテーマに、中学生向けの内容をより深く掘り下げ、視覚障がい者を通して、差別や人権を学ぶ。	276,000

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00030	大阪府	社会福祉法人 日本ライトハウス	聴覚障がい者福祉の向上と動物愛護のために、健康な盲導犬の育成に必要な医療機器の整備事業	健康な盲導犬を育成するために、去勢・避妊の手術を行う手術台と医療器具を整備する事業。	900,000
00020	福井県	特定非営利活動法人 福井犬・猫を救う会	野良猫の不要な命を増やさないための避妊・去勢手術事業	福井県内では色々な地域で野良猫が増えて問題となっており、各健康福祉センターで殺処分される猫の数は、ここ数年1,300匹前後とほとんど減らずに推移している。野良猫の不要な命をこれ以上増やさないために、専門家からもT.N.R.が一番効果的と言われている。本事業では、野良猫の不要な命をこれ以上増やさないために、いつも心を痛めている地域の県民がT.N.R.が容易にできるようサポートする。	250,000
00034	兵庫県	公益財団法人 どうぶつ基金	犬や猫の不妊去勢奨励事業及び動物愛護思想の普及啓発を行うための国民むけの啓発事業	「愛され猫のしるし・みみ先カット猫写真展・いのちつないだワンニャン写真コンテスト」を開催する。これは、犬や猫と幸せに暮らす方法として、ペット業者から買うのではなく「保護された動物の里親になる」、「地域猫の世話をする」といった、本当なら殺されていたかもしれない小さな命を救い、共に生きることの素晴らしさを多くの人知ってもらうために開催する。これからペットを飼おうとする人々に、行政や動物愛護団体等からもらって飼う、飼主のいない猫に不妊手術とみみ先カットをして地域猫として世話を等、こんなやさしくて素敵な選択もあるということを知ってもらい、殺処分ゼロを目指すことを目的とする。	254,000
00007	岡山県	特定非営利活動法人 動物愛護協会	愛育動物を飼えなくなった方に代わって里親が見つかるまでの愛育事業	既存の愛育施設の健全改善を行う。猫は、従来どおり既存のプレハブハウスの中にてケージに入れて愛育するが、犬については既存の犬小屋・ドッグサークル・ドッグケージの設置場所に土間コンクリートを打設し、犬小屋・ドッグサークル・ドッグケージを収容できる仮設小屋を設置するよう改善し、外周に排水溝を設備し環境に配慮する。さらに、排水溝の外周に囲いフェンス及び小規模な打ち抜きポンプを設置し、愛育に使用する地下水を汲み上げる装置を併設する。	2,405,000
00056	沖縄県	特定非営利活動法人 どうぶつたちの病院	犬や猫等のペット適正飼育の実践、ヤンバルクイナ及びイリオモテヤマネコ等希少野生動物の生息環境改善のための共生地域モデルづくり事業	○やんばる地域におけるペットの適正飼養 やんばる地域の飼い猫を対象に無償で避妊・去勢手術、マイクロチップ事業を実施。国頭村安田区における犬のマイクロチップによる登録制度を取り入れた飼育規則づくりや、飼主のいない猫の保護及び譲渡活動、過去10年間の適正飼育の活動及び環境改善に関する評価、犬・猫の飼育相談会を実施。 ○西表島における犬・猫の適正飼育普及活動 当法人が設置している動物病院にて次の活動を行う。飼い猫の適正飼育の普及啓発、飼い犬の適正飼育の普及啓発、飼主のいない猫の島外搬出と保護収容・譲渡活動、ペットから感染するイリオモテヤマネコに影響する疾病の普及啓発と対策。 ○犬及び猫の適正飼養普及事業（沖縄県全域） 犬及び猫の適正飼養普及啓発パンフレットの製作、人とペットと野生動物の共生に関する講演会の開催。	4,186,000

(2) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00060	神奈川県	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	非常災害時に被災者救出を行う災害救助犬を生み出すための認定試験開催事業	災害時に被害にあった人々を助け出す救助犬認定試験を、世界34カ国74団体が加盟している国際救助犬連盟（IRO）公認の審査委員の下で年3回実施し、新しい救助犬の認定と既に認定されている救助犬の能力向上を目的として実施する。なお、試験の対象は犬と指示する人間（ハンドラー）の両者で、人と犬との信頼関係と意思疎通が審査される。	1,949,000
00042	東京都	特例財団法人 日本動物愛護協会	災害時における被災動物救援のために、動物のケアならびに被災飼い主の支援に特化したボランティアの育成事業	災害時の動物救援において、現地でボランティア活動ができる人材育成を行う。本協会の長年にわたる災害時救援活動の実績を応用して、この機会にそのための育成テキストを1万部作成する。災害時動物救援体制の構築に向けて有効な活用を図ってもらうため、全国の自治体・関係団体・獣医師会などに発送し、講習会、実技指導等を都内と地方で1回ずつ開催する。講習会、実技指導等に当たっては、本協会から希望者を募るだけでなく、行政等からの要望に応じて開催する。	2,089,000
00017	静岡県	特定非営利活動法人 ワンワンパーティクラブ	愛犬家を対象とした大震災時における非難知識の習得と非難訓練の実施事業	都心部の公園又はキャンプ場に犬とその家族（約50組）に集合してもらい、1泊2日のキャンプを通して、震災時の疑似避難体験をしてもらう。通常のレジャーキャンプと違い、1週間～1ヶ月を滞留できるテントの張り方や、少ない水での洗顔や入浴・炊事方法等のノウハウを専門家を招いて学ぶ。また、電気器具やガス器具を使わない暮らし方や炊事方法も学びながら体験する。その他、獣医師を招き、自分で出来る愛犬の応急手当方法や過去の大震災体験者を招き、恐怖による愛犬の心理変化やその対処方法も学ぶ。	2,351,000

(2) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00046	兵庫県	特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	自然災害に備えるための新たな救助犬の育成・訓練事業	地震等の自然災害によって家屋や土砂等の下敷きにあった行方不明者を捜索・発見するための災害救助犬の育成・訓練を行い、次世代の災害救助犬を育てていく。当協会の施設及びその他の場所で訓練を行い、実際の現場で活動できる災害救助犬を育てる。訓練を受けたすべての犬が災害救助犬になれるわけではないため、複数の犬を訓練する必要がある。	2,700,000

(7) 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00027	静岡県	特定非営利活動法人 サンクチュアリエスビーオー	希少野生生物とその繁殖地の保護活動を通じて子どもたちへの動物愛護の啓発推進事業	海岸環境を回復させ、貴重な野生動物を絶滅から回避させるため、子どもたちや市民に広く参加を呼びかけ、次の8事業を実施する。 ①海岸ウォッチング ②野生動物観察会 ③産卵巣の地温測定 ④啓発看板の設置 ⑤動物愛護カルタ製作 ⑥啓発用資料の作成 ⑦啓発用パネルの作成 ⑧砂浜回復事業	2,250,000
00013	岐阜県	特例社団法人 岐阜県獣医師会	小中学生の児童・生徒に対する「いのちの授業」の出前授業	各職域に働く獣医師がいきなり命と向き合っているか、社会生活がいきなり命の支え合いの上に成り立っているか、獣医師から見た動物の命をとらえて、小中学生に「命の大切さ」を考えてもらう授業を教育関係者と連携して実施する。	1,983,000

(10) 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

No.	都道府県	団体名称	事業名称	概要	配分額(円)
00003	東京都	特定非営利活動法人 日本エコツアーリズムセンター	野生動物愛護のためのエコツアー等啓発活動及び専門家育成事業	「野生動物への理解促進の活動」が本事業によって効果的かつ継続的に普及、拡大していく仕組みを構築する。当センターが運営する自然と環境のポータルサイト内に「野生動物ツアー情報」の特集サイトを設置する。また、全国共通フォーラムの「野生動物現況調査シート」を作成し、各地のツアー等からの情報をサイト内で紹介する。また、子ども達からの質問に答える「野生動物Q&A」も公開。野性動物の専門家やインタープリテーション技術の専門家による「野生動物インタープリター」を育成するための研修を実施し、野生動物調査と観察の「野生動物ウォッチ・モニターツアー」を全国3箇所で開催する。都市圏では「野生動物カフェ」を開催する。	1,930,000
00029	長野県	特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	動物愛護につながる野生動物と人とが共生できる緩衝地帯再生活動と野生動物の適正管理活動	長野県上小地域(上田市周辺)や上伊那地域(伊那市周辺)にて次の活動を行う。 ○野生動物が出没しにくい環境づくり活動 ○電気柵等防御柵の設置活動 ○野生動物の保護活動 ○材木被害防止活動 ○広報活動	3,728,000
00061	長野県	特定非営利活動法人 スポーツコミュニティ軽沢クラブ	人と野生動物の健全な棲み分けのために、一般家庭犬とその飼い主で野生動物の監視及び住民の安全を促す活動事業	一般家庭犬の中から適正のある犬を選定し、訓練インストラクター及び野生動物の専門家による指導を受けながら、毎日の散歩を発展させた「啓発ウォーキング」活動を行い、野生動物との棲み分けを図る。犬の適性やトレーニングレベルにより、嗅覚によって特定の動物(熊など)の出没を探知する犬、威嚇して動物を追い払う犬など、専門性の高い犬を選抜・訓練して、よりシステマチックな体制を作り、地域全体の野生動物に対する牽制力を高める。	2,445,000
00016	福岡県	特定非営利活動法人 サンクチュアリプロジェクト	絶滅危惧種であるチンパンジーの保護を目的とした「ひとりぼっちのチンパンジー」絵本作りと読み聞かせ事業	「ひとりぼっちのチンパンジー」絵本の制作とその読み聞かせを通じて、100年以内の絶滅が懸念されるチンパンジーについて市民の方々に正しい知識の啓発を行う。専門的な立場での過去に対する反省から一般市民に支援を募り、国内外におけるチンパンジーの危機的状況を是正するために日本人としてできることを皆と協力して実践する。さらに、会員自らが主催する読み聞かせイベントの実施へとつなげることで、問題理解と支援の視野を広げていく。	1,590,000

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 経営企画部
環境・社会貢献室

TEL: 03-3504-4401

FAX: 03-3592-7620

URL: <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>